



Q4 補助対象経費のうち、「一部の補助対象経費を除き、本補助金の交付決定を行った日から令和9年3月31日までに、契約、利用又はサービスの提供を受け、支払が完了した費用を対象とする。」とあるが、一部の補助対象経費とは何か。

A4 展示会出展に係る①出展料及び②ブース設営費用について、要件を満たした場合は交付決定前の支払となっても問題ありません。

① 出展料：出展の申込・契約が令和8年4月1日以降であること

②ブース設営費用：ブース設営に係る申込が令和8年4月1日以降であること。ただし、出展の申込と同時にブース設営に係る申込を展示会主催者に行う場合に限る。